高速自動車国道 近畿自動車道名古屋神戸線	伊勢湾岸自動車道	愛知県海部郡飛島村（飛島インターチェンジ）から 四日市市（四日市ジャンクション）まで
	新名神高速道路	四日市市（四日市ジャンクション）から 甲賀市（甲賀土山インターチェンジ）まで
高速自動車国道 近畿自動車道尾鷲勢和線	紀勢自動車道	三重県北牟婁部紀北町（紀伊長島インターチェンジ）から 三重県多気郡勢和村（勢和多気インターチェンジ）まで
高速自動車国道 近畿自動車道敦賀線	舞鶴若狭自動車道	小浜市（小浜インターチェンジ）から 敦賀市（敦賀ジャンクション）まで
一般国道１号	新湘南バイパス	藤沢市（藤沢インターチェンジ）から 神奈川県中郡大磯町（大磯インターチェンジ）まで
一般国道１号	西湘バイパス	神奈川県中郡二宮町（西湘二宮インターチェンジ）から 小田原市（箱根口インターチェンジ）まで
一般国道138号	東富士五湖道路	富士吉田市（富士吉田インターチェンジ）から 静岡県駿東郡小山町（須走インターチェンジ）まで
一般国道271号	小田原厚木道路	小田原市（小田原インターチェンジ）から 厚木市（厚木インターチェンジ）まで
一般国道302号	伊勢湾岸道路	東海市（東海インターチェンジ）から 愛知県海部郡飛島村（飛島インターチェンジ）まで
一般国道468号	首都圏中央連絡自動車道（圏央道）	茅ヶ崎市（西久保ジャンクション）から 海老名市（海老名南インターチェンジ）まで
		海老名市（海老名インターチェンジ）から あきる野市（あきる野インターチェンジ）まで
一般国道468号	東海環状自動車道	豊田市（豊田東ジャンクション）から 関市（美濃関ジャンクション）

⑵　料金の額

①　高速自動車国道（以下「高速国道」という。）の料金の額については以下のとおりとする。

イ　対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

㈠　対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、高速国道のうち、ロの均一制及びハの区間料金制を適用する区間以外の区間とする。

㈡　料金の額

イ）利用距離に対して課する可変額部分

A　利用距離に対して課する１キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

（単位：円）

車種＼区間	普通区間	大都市近郊区間	恵那山特別区間	飛騨特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24	108.24

B　100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

（注１）上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－１の自動車の車種区分をいう（別に定める場合を除き、以下同じ。）。

（注２）上表において「普通区間」とあるのは、㈠に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」、「恵那山特別区間」及び「飛騨特別区間」以外の区間をいう（以下同じ。）。

（注３）上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添２の区間をいう（以下同じ。）。

（注４）上表において「恵那山特別区間」とあるのは、中央自動車道西宮線の園原インターチェンジから中津川インターチェンジまでの区間を、「飛騨特別区間」とあるのは、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから白川郷インターチェンジまでの区間をいう（以下同じ。）。

ロ）利用１回に対して課する固定額部分

利用１回に対して課する料金の額は、150円とする。

㈢　適用方法

イ）キロ程

A　インターチェンジ相互間のキロ程は、別添３のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B　甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道302号（伊勢湾岸道路）（以下「伊勢湾岸道路」という。）、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））（以下「首都圏中央連絡自動車道」という。）又は一般国道475号（東海環状自動車道）（豊田市から関市まで）（以下「東海環状自動車道」という。）が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとする。

C　周回走行が可能な区間（以下「ループ」という。）を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとする。

ロ）インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程（単位：キロメートル）	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額（単位：円）
100以下の場合	$LR+L'_nR'_n+150$
100を超え、200以下の場合	$\left(0.75+\frac{25}{L+L'_n}\right)(LR+L'_nR'_n)+150$
200を超える場合	$\left(0.7+\frac{35}{L+L'_n}\right)(LR+L'_nR'_n)+150$